

# 福島県道路占用料徴収条例

昭和45年3月26日福島県条例第20号  
改正 昭和53年3月30日条例第27号  
昭和59年3月30日条例第20号  
昭和62年7月17日条例第49号  
昭和63年3月22日条例第27号  
平成元年3月30日条例第47号  
平成8年3月26日条例第19号  
平成9年3月25日条例第37号  
平成15年3月24日条例第41号  
平成15年12月26日条例第103号  
平成16年7月6日条例第63号  
平成19年3月20日条例第30号  
平成19年10月16日条例第75号  
平成22年12月17日条例第78号  
平成24年12月28日条例第74号  
平成25年3月26日条例第35号

(占用料の徴収)

第1条 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、道路を占用する者から、この条例の定めるところにより、占用料を徴収する。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(以下この条において「各年度の占用料の額」という。)の合計額(各年度の占用料の額が100円に満たない場合にあっては、当該各年度の占用料の額を100円として合計した額)とする。

2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち当該占用の期間が1月に満たないものについての占用料の額は、同項本文の規定により算定した額(その額が100円に満たない場合にあっては、その額)に1.05を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円とし、その額が100円以上の場合であって、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、同項ただし書

の規定により算定することとなる場合にあつては、各年度の占用料の額（その額が100円に満たない場合にあつては、その額）に1.05を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円とし、その額が100円以上の場合であつて、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）の合計額とする。

（占用料の特例等）

第3条 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第11条の8第1項に規定する応急仮設住宅

二 法第35条に規定する事業（政令第18条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

四 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で、知事が定めるもの

（占用料の徴収方法）

第4条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

（占用料の不返還等）

第5条 すでに納めた占用料は、返還しない。ただし、知事が法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、すでに納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消の日までの期間につき算出した占用料の額をこえるときは、そのこえる額の占用料は、返還する。

（延滞金）

第6条 法第73条第2項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第73条第1項の規定による督促に係る同項に規定する納付すべき期限（次項において「督促納付期限」という。）までに占用料を納付しない者から、当該占用料の額が1,000円以上である場合に延滞金を徴収する。ただし、当該延滞金の額が100円未満であるときは、徴収しないものとする。

2 前項の延滞金の額は、督促納付期限の翌日から占用料の納付の日までの日数に応じ

占用料の額に年10.75%の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。この場合において、占用料の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる占用料の額は、その納付があった占用料の額を控除した額とする。

(委 任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 道路占用料徴収条例（昭和28年福島県条例第10号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の日前に法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可を受け、又は法第35条の規定により協議をした者であつて、この条例の施行の日以後引き続き道路を占有しているものから徴収する占用料の額は、第2条の規定にかかわらず、附則別表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄に掲げる調整年度に限り、同表の当該下欄に掲げる占用料の額とする。
- 4 旧条例の規定により徴収すべきであつた占用料については、なお従前の例による。  
(附則別表略)

別 表（第2条関係）（昭53条例27・昭59条例20・昭63条例27・平9条例37・平22条例78・平24条例74一部改正・平成25条例35一部改正）

占 用 物 件		占 用 料		
		単 位	所 在 地	
			市の区域	町村の区域
1 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	560	460
	第2種電柱		860	700
	第3種電柱		1,200	950
	第1種電話柱		500	410
	第2種電話柱		800	650
	第3種電話柱		1,100	900
	その他の柱類		50	41
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	5	4
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	490	400
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき 1年	300	250
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,000	820
郵便差出箱及び信書便差出箱	420		340	

	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,000	990
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,000	820
2 法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07メートル未満のもの		21	17
	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		30	25
	外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		45	37
	外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		60	49
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		90	74
	外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		120	98
	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		210	170
	外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		300	250
外径が 1メートル以上のもの		600	490	
3 法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,000	820
4 法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて得た額	
		階数が 2 のもの	A に 0.007 を乗じて得た額	
		階数が 3 以上のもの	A に 0.008 を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		1,000	490
	地下に設ける通路		610	300
	その他のもの		1,000	820
5 法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	20	10

施設	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200	99
6 政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200	99
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	990
	標識		1本につき1年	800	650
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20	10
		その他のもの	1本につき1月	200	99
	幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200	99
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000	990
		その他のもの		1,000	490
	7 政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
8 政令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額	

9 政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	200	99
10 政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1月	100	82
11 政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	
12 政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
13 政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
14 政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	
15 政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額	
16 政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	

備考1 金額の単位は、円とする。

- 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。
- 3 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものをいうものとする。
- 4 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものをいうものとする。
- 5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 7 Aは、近傍類似の土地（11の項に掲げる施設のうち政令第7条第8号に規定する特定連絡路付属地に設けるもの及び16の項に掲げる施設について、近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 9 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

附 則（昭和53年条例第27号）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可を受け、又は法第35条の規定により協議をした者であつて、この条例の施行の日以後引き続き道路を占用しているものから徴収する占用料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄に掲げる調整年度に限り同表の当該下欄に掲げる占用料の額とする。
- 3 改正前の別表の規定により徴収すべきであつた占用料については、なお従前の例による。

（附則別表略）

附 則（昭和59年条例第20号）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福島県道路占用料徴収条例別表政令第7条第1号に掲げる物件の部看板（アーチであるものを除く。）の款その他のものの項の規定の適用については、昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までの間においては同項中「3,600」とあるのは「2,000」と、「1,800」とあるのは「1,000」と、昭和60年4月1日から昭和61年3月31日までの間においては同項中「3,600」とあるのは「2,500」と、「1,800」とあるのは「1,250」と、昭和61年4月1日から昭和62年3月31日までの間においては同項中「3,600」とあるのは「3,000」と、「1,800」とあるのは「1,500」とする。
- 3 この条例による改正前の福島県道路占用料徴収条例別表の規定による徴収すべきであつた占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年条例第27号）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第47号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第37号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による協議が成立した占用物件であって、施行日以後引き続き道路を占有するもの（施行日以後に当該許可又は当該協議に係る期間が更新されたものを含む。以下「既存占有物件」という。）に係る平成9年度以降の各年度の占用料の額は、次項に定めるものを除き、改正後の福島県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が同条の規定を適用して算定した額（以下「改正占用料額」という。）を超える場合は、当該改正占用料額とする。

一 平成9年度 改正前の福島県道路占用料徴収条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定を適用して算定した当該既存占有物件に係る1年当たりの占用料の額に1.1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

二 平成10年度以降 当該既存占有物件に係る前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

- 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者又はガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者（以下「電気事業者等」という。）については、福島県建設事務所又は福島県土木事務所の道路占用許可事務に係る所管区域（以下単に「所管区域」という。）ごとのその電気事業者等についての既存占有物件に係る次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額（以下「調整占用料額」という。）の合計額（当該合計額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）が、所管区域ごとの当該電気事業者等についての既存占有物件に係る改正占用料額の合計額を超えるまでの間は、当該電気事業者等から県が徴収する既存占有物件に係る平成9年度以降の各年度の占用料は、所管区域ごとに算定するものとし、その額は、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、当該調整占用料額の合計額とする。

一 平成9年度 改正前の条例第2条の規定を適用して算定した当該既存占有物件に係る1年当たりの占用料の額に1.1を乗じて得た額



二 平成10年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額

附 則（平成15年条例第41号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第103号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第75号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月17日条例第78号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条第2号の改正規定（「新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設並びに」を削る部分に限る。）及び第4条の改正規定は公布の日から、別表10の項の改正規定（「第7条第8号」を「第7条第9号」に改める部分に限る。）及び同表11の項の改正規定（「第7条第9号及び第10号」を「第7条第10号及び第11号」に改める部分に限る。）は公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月28日条例第74号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定、別表9の項の改正規定（「第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場」を「第7条第7号に掲げる施設」に改める部分に限る。）、同表10の項の改正規定（「第7条第8号」を「第7条第9号」に改める部分に限る。）、同表11の項の改正規定（「第7条第9号」を「第7条第10号」に改める部分に限る。）及び同表12の項の改正規定（「第7条第10号及び第11号」を「第7条第11号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第6条の規定は、施行日以後の占用料（福島県道路占用料徴収条例第2条第1項に規定する占用の期間の始期が施行日以後である占用に係るものに限る。）に係る延滞金について適用する。

附 則（平成25年3月26日条例第35号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。